［削る］

八　次に掲げる無線局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
イ　三一二MHzを超え三一五・二五MHz以下又は四三三・六七MHzを超え四三四・一七MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局
ロ　小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）
ハ　小電力データ通信システムの無線局（五七GHzを超え六六GHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。）及び五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局
ニ　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用する超広帯域無線システムの無線局
九　［同上］
十　［同上］
［新設］

［略］

［略］

十　超広帯域無線システムの無線局（施行規則第四条の四第二項第二号に規定するものをいう。以下同じ。）については、次に掲げる機能
イ　三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第三号に規定する機能
ロ　二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するものについては、施行規則第六条の二第五号に規定する機能

［十一　略］

十二　五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　小電力データ通信システムの無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

一　二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用するもの

［イ・ロ　略］

ハ　変調方式は、次のいずれかであること。

(1)　直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式（ただし、無線標定業務を行うものを除く。）

(2)　(1)以外のデジタル変調方式

［二～ヲ　略］

［二～五　略］

［十一　同上］

［新設］

（小電力データ通信システムの無線局の無線設備）

第四十九条の二十　［同上］

一　［同上］

［イ・ロ　同上］

ハ　［同上］

(1)　直交周波数分割多重方式又はスペクトル拡散方式

(2)　［同上］

［二～ヲ　同上］

［二～五　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。